

町営住宅使用料（家賃）の過大徴収について

町営住宅の家賃算定において、誤りがあり、一部の入居世帯から家賃を過大に徴収していたことが判明しました。

1 家賃の過大徴収の概要

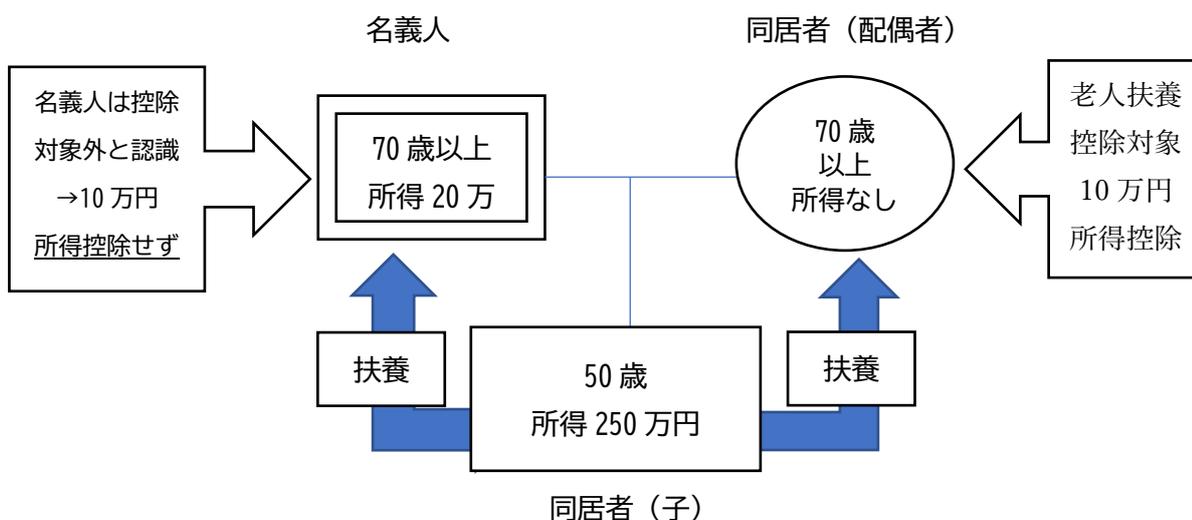
町営住宅の家賃は入居世帯の所得に応じて決定されます。

今回の誤りは、町営住宅の名義人（所得48万円以下の契約者）が、被扶養者となる場合の「老人扶養」又は「特定扶養」に係る控除を行っていなかったことにより、家賃が本来の額より高額となっていたものです。

老人扶養：70歳以上の方の扶養に係る控除

特定扶養：16歳以上23歳未満の方の扶養に係る控除

(例)



2 過大徴収の状況

(1) 過大徴収対象：37世帯

(2) 過大徴収額（総額）：1,339,600円

(3) 1世帯1か月当たりの過大徴収額：200円～4,900円

3 再発防止策

今後家賃算定につきましては、適切な取扱いを徹底するとともに、公営住宅法の規定及び制度の趣旨を踏まえた取扱いとなっているか随時確認するなど、再発防止に努めてまいります。

4 対象世帯への対応

(1) 令和6年度分の今後の家賃について

家賃の額が過大となっていた世帯に正しい家賃の額を通知し、10月分から正しい額で徴収します。

(2) 過大に徴収した家賃について

ア 令和元年度から令和6年9月分の家賃

対象世帯数及び額を精査し、確定次第、速やかに返還手続を行います。

イ 平成26年度から平成30年度までの家賃

家賃に係る文書の保存期限が過ぎているため、町で確認することができません。該当すると思われる方からの必要書類を添えた申出により、算定に誤りがないかを確認し、過大徴収となっていた場合は返還いたします。

対象となる世帯、申出に必要な書類などは以下のとおりです。

対象となる世帯 ※全てに該当する方	1 平成26年度から平成30年度までの間に2人以上で入居していた方 2 名義人（契約者）が、当時70歳以上または16歳以上23歳未満 3 名義人（契約者）が同居者からの扶養を受けていた場合
必要な書類 ※全て必要です	1 申出書 2 対象年度の家賃月額通知書 3 対象年度の源泉徴収票、課税証明書、確定申告書の控えのいずれか ※3については、世帯全員分の提出が必要です。
申出期限	令和7年3月31日（月）17時

申出・問合せ先：町民生活課 住宅係

54-3131（内線171・172）